



2023年5月26日

各位

上場会社	フジテック株式会社
代表者	代表取締役社長 岡田 隆夫
(コード番号	6406)
問合せ先責任者	執行役員財務本部長 佐藤 浩輔
(TEL	072-622-8151)

### 当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社株主である内山高一氏（以下「内山氏」といいます。）が、当社に対し訴訟を提起したことを公表しましたのでお知らせいたします。なお、本日時点で当社は訴状を受け取っておりませんので、以下の内容は内山氏が公表した訴状の内容に基づいております。

#### 記

#### 1. 訴訟提起があった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：大津地方裁判所彦根支部
- (2) 訴訟提起日：2023年5月9日

#### 2. 当該訴訟の内容

2023年3月24日開催の当社取締役会における、①海野薫取締役を当社取締役会の議長に選任する旨の決議、②三品和弘取締役、トーステン・ゲスナー取締役及び嶋田亜子取締役を指名・報酬諮問委員会の委員に選任する旨の決議、並びに、③同月28日開催の当社取締役会における、内山氏を当社の会長職から解職すると共に、当社と内山氏との間の一切の契約を解除する旨の決議がそれぞれ無効であることの確認を求めるものです。

#### 3. 当社の見解

原告の主張は、①取締役会の招集手続違反、②通訳の不存在、③特別利害関係を有する取締役が決議に加わったことを理由として、各取締役会決議の無効を主張するものですが、以下のとおり、いずれも、一般的な会社法の解釈に反する独自の見解に基づくものであるなど、事実的、法律的根拠を欠くものであり、その請求が認容される余地はないものと考えております。

##### (1) 手続きに係る瑕疵（招集手続違反）

当社定款には、取締役会は、あらかじめ取締役会が定める取締役が招集し、その議長となる旨の定めがあるところ、「あらかじめ取締役会が定める取締役」が臨時株主総会において解任されたことから、3月24日の取締役会より前の取締役会において、取締役会を招集する取締役を定める必要があったと主張しています。

しかし、会社法上、各取締役が取締役会を招集する権限を有するというのが原則であり、本件では「あらかじめ取締役会が定める取締役」が存しない状況になったことから、各取締役が取締役会を招集することができるという原則に立ち返ると解するのが通常の家社法の解釈であると考えられます。仮に原告の主張を前提とすると、「3月24日の取締役会より前の取締役会」を招集する取締役もないこととなつて、同取締役会を開催することができなくなるのであり、原告の主張は自己矛盾に陥つた荒唐無稽な主張であるといえます。

(2) 手続きに係る瑕疵（通訳の不存在）

原告は、2023年3月24日開催の当社取締役会において、当初予定時間を越えたことから同時通訳者が取締役会の途中で退席し、その後は一部の取締役が同時通訳者なしで勝手に英語で話すという事態が生じたため混乱状態に陥ったなどとして取締役会決議に瑕疵があると主張しています。

しかし、同時通訳者の退席後は、英語話者である取締役が日本語を理解できない外国人取締役のために必要に応じて通訳をしながら、各取締役が審議の内容を理解できるように努めたのであり、一部の取締役が勝手に英語で話し出し、混乱状態が生じたなどという主張は事実無根です。実際には、各取締役が互いの意見を十分に理解できる状態で必要かつ十分な議論が行われており、原告の主張するような瑕疵はありません。

(3) 手続きに係る瑕疵（特別利害関係を有する取締役参加による決議成立）

原告は、取締役会において決議された事項が、2023年2月に開催された当社の臨時株主総会において取締役候補者の提案をした株主からの要求事項の一部と重複することを根拠として、同臨時株主総会において選任された社外取締役が、当該事項について特別利害関係を有すると主張しています。

しかし、株主提案により選任された取締役は、特定の株主に対してではなく、会社に対して善管注意義務・忠実義務を負っており、いかなる株主からも独立した立場において当社の取締役としての職務に当たっており、原告が主張するような特定の株主の利益のために行動するなどということはありません。また、会社法にいう特別利害関係とは、一般に、会社に対する忠実義務を誠実に履行することが定型的に困難と認められる個人的利害関係をいうものと解されており、たとえば、自らが会社と取引をしようとする取締役は、当該利益相反取引を承認する取締役会決議について特別利害関係を有すると解されています。しかし、当社社外取締役は、原告が問題としている各取締役会決議事項について、このような意味での個人的利害関係を有していたものではなく、原告の主張は通常の家社法の解釈に反する独自の見解に基づくものです。

4. 今後の見通し

本日時点で当社は訴状を受け取っておりませんが、受け取り次第、裁判所に対して当社の考えを主張していく所存です。上記のとおり本訴訟における原告の請求は事実的、法律的根拠を欠くものであって、その請求が認容される余地はないと考えており、現時点で本訴訟が当社の機関決定及び業績に与える影響はないと判断しておりますが、裁判の進捗に伴い、開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上